

現場代理人の兼務に関する特記仕様書（災害特例用）

（適用）

第1条 この特記仕様書は、島根県が平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事に適用する。ただし、低入札価格調査制度の対象となった工事については適用しない。

（現場代理人の兼務の申請）

第2条 受注者は、同一県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部の地方機関並びに市町村が発注した建設工事で、兼務する工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、市町村が発注した工事については、平成26年2月13日以降に発注する、平成25年豪雨災害に伴う災害復旧工事とする。

（兼務できる工事の数）

第3条 一の現場代理人が管理できる工事の数は、2件とする。ただし、兼務する工事のうち少なくとも1件が平成25年豪雨災害に伴う災害復旧工事である場合は、5件程度とする。

（現場代理人の兼務に係る承認）

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事の現場間の移動時間及び距離、施工形態等を勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

（承認の通知）

第5条 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに受注者に通知するものとする。承認しない場合も同様に通知するものとする。

（工事成績評定点への反映等）

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締等に支障をきたした場合、不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。